

あけまして
おめでとう
ございます



高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井 直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント ねじれ国会

与党の国会議員数が、参議院で過半数を割った状態。予算を除く法案の場合、衆議院で法案が可決しても参議院で可決しなければ法律は成立しません。ただし、参議院で否決後(参議院で60日以内に議決しなかった場合は否決したものとみなす)衆議院で3分の2以上で再可決すれば成立する規定があります。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付(納期の特例を受けている事業所は7～12月分)
1月11日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

相続等に係る 生命保険契約等に基づく 年金の税務上の取扱いの変更

1 概要

昨年七月、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。判決に伴いこのような年金については税務上の取扱いが改められているので、以下、要点を説明します。

これにより、平成十七年分から平成二十一年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

2 対象者

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなさ

れる生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金（保険年金）を受給している人が、今回の取扱いの変更の対象となります。

なお、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も今回の取扱いの変更の対象となります。

3 取扱いの変更

受給する保険年金について、次のように取扱いを変更します。

- ① 変更前：各年の保険年金の所得金額（年金収入額－支払保険料）の全額に所得税を課税
- ② 変更後：各年の保険年金を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入額－課税部分の支払保険料）にのみ所得税を課税



※ 保険年金支給の初年は全額非課税で、二年目以降、非課税部分が徐々に減少していきます。

4 必要な手続き

取扱いの変更の対象となる人には、所得税が還付になるため税務署での手続きが必要になるが、住民税や国民健康保険税などが減額となるため市区町村での手続きが必要になる人等がいます（図表「必要なお手続き判定表」参照）。

5 所得税の還付の手続きに必要な書類

所得税の還付の手続きとそれに必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 既確定申告者→更正の請求
- ① 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた人は、その通知書）
- ② 更正の請求をする年分の確定申告書の控
- ③ 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの
- (2) 未申告者→確定申告（還付申告）
- 申告する内容によって必要な書類は異なりますが、一般的には次の書類が必要です。
- ① 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から保険年金に関する通知を受けた人は、その通知書）
- ② 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（他の所得に関する書類）
- ③ 社会保険料、生命保険料、地震（損害）保険料控除証明書など各種控除に関する書類
- ④ 印鑑、還付金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号が分かるもの

6 所得税の還付の手続きの期限

更正の請求は、取扱いの変更を知った日の翌日から二月以内（更正の請求に基づき減額更正できる期間は、原則として申告書を提出した日から五年間です。このため、平成十七年分について平成十八年一月一日に確定申告した方は平成二十二年十二月末で期限切れとなっていますので、ご注意ください）に行う必要があります。

また、確定申告（還付申告）は、申告する年分の翌年一月一日から五年を経過する日（平成十七年分については、平成二十二年十二月末日が期限）までに行う必要があります。

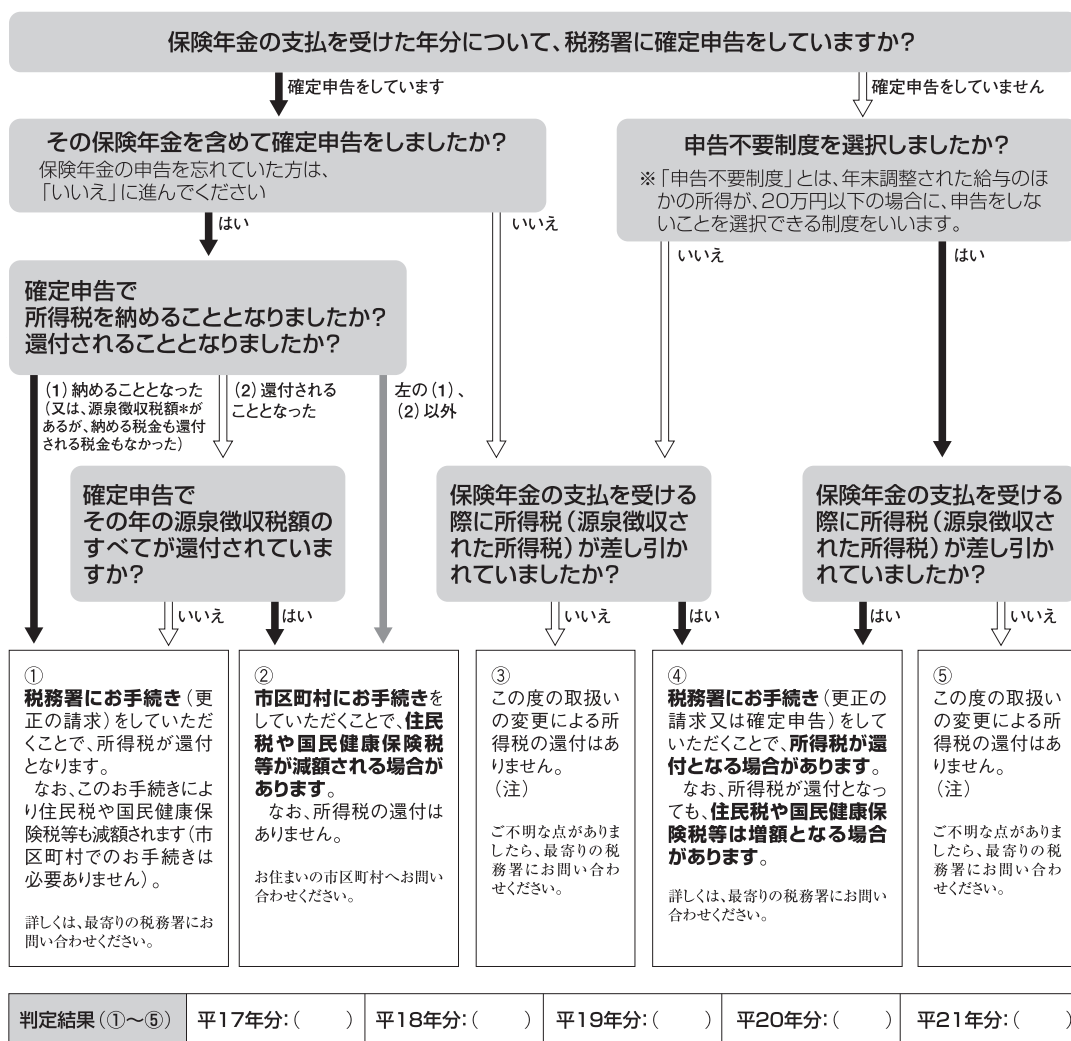
7 その他

平成十二年分から平成十六年分までの各年分の所得税の還付については、現行法で対応できないため、特別な制度上の措置が検討されています。

図表 ■ 必要なお手続き判定表

〈国税庁資料より〉

※保険年金の支払を受けた各年分（平成17年分から平成21年分）ごとに判定を行ってください。



※ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

※税務署にお手続きが必要な年分と市区町村にお手続きが必要な年分がある場合には、まずは税務署でお手続きをお願いします。

（注）保険年金について確定申告をしていない場合であっても、市区町村において同所得を調査し、その調査に基づいて住民税が課税されている場合には、住民税や国民健康保険税等が減額されます。

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

菅内閣となって初めての通常国会では、参議院議員数の与野党逆転を受け、厳しい国会運営を強いられることが予想されています。同じくねじれ国会となった一昨年の麻生内閣当時の通常国会では、ガソリン税を巡る与野党対立から、例年、年度内（3月末）に成立する税制改正法案の成立が遅れ、4月末に衆議院本会議で再可決され成立したのは記憶に新しいところです。

昨年からはまった「子ども手当」の支給や高校の実質無償化に伴い、年少扶養控除（0歳～15歳）や特定扶養控除の一部（16歳～18歳までの部分）が本年1月から廃止されています。これにより、源泉徴収税額表においては、従来の扶養親族は「控除対象扶養親族」に変更されています。

中小企業の退職金制度として、加入対象を経営者とする小規模企業共済制度と、従業員とする中小企業退職金共済制度がありますが、事業主の親族については経営者でも従業員でもないとして、いずれの制度にも加入できませんでした。しかし、本年1月から一定要件を満たせばいずれかの制度に加入できることになりました。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

セールスマンの引抜料、損金処理

法人が、プロ野球選手などの職業運動選手等との専属契約をするために支出する契約金などは、「自己が便益を受けるための費用」に該当し、繰延資産として取り扱われます。

しかし、セールスマンやホステスなどに対する引抜料（仕度金や移転料などの名目で支払われるものも含む）は、プロ野球選手などの場合に比べてその専属契約の拘束力が必ずしも十分ではなく、その引抜料の支出の効果が長期にわたって持続されるという保証もあいまいとなります。

したがって、これらの引抜料は、繰延資産として計上せず、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

なお、その引抜料等の支払いの際には、所得税の源泉徴収が必要となります。

源泉徴収、個人か法人かの判定

所得税法では、法人（人格のない社団などを含む）に対して報酬、料金などを支払う際の源泉徴収については、特定の場合を除き、規定がありません。

したがって、法人に対して報酬、料金などを支払う場合は、源泉徴収を要しないこととなります。

支払を受ける者が研究会、劇団等の団体などであって人格の

ない社団等に該当するか否か明らかでない場合には、次のいずれかに掲げるような事実をあげて、人格のない社団などであることを立証した場合には、源泉徴収の必要はありません。

① 法人税を納付する義務があること。

② 定款、規約、日常の活動状況などから、団体として独立して存在していること。